

平成25年12月6日

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 に対する意見募集

総務省は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案をとりまとめました。つきましては、これらの案について、平成25年12月7日（土）から平成26年1月5日（日）までの間、意見を募集します。

### 1. 背景

消費税及び地方消費税の税率の引上げ等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に規定する手数料の額の標準について、見直しを行うこととしたものです。

### 2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象：別紙1「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案の概要」  
詳細については、別紙2の意見募集要領をご覧ください。

### 3. 意見募集の期限

平成26年1月5日（日）18：00（必着）  
（郵便については、平成26年1月6日（月）必着とします。）

### 4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、所要の改正を速やかに行う予定です。

（連絡先）自治財政局調整課  
（担当：勘場補佐 畑中主査 高橋事務官）  
電話：03-5253-5619  
FAX：03-5253-5620

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案の概要

### 1 概要

消費税及び地方消費税（以下「消費税」と総称する。）の税率の引上げ等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に規定する手数料の額の標準について、見直しを行うもの。

### 2 改正内容

- ・ 消費税の税率引上げの影響により増額改定が必要となる手数料のうち、直近の人件費、物件費等の変動の影響を反映してもなお現行の額の標準に比して増額改定が必要となる28件について改定を行う。
- ・ 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料の額の標準を新たに定める。

具体的な改正の内容は別表のとおり。

### 3 施行期日

平成26年4月1日（予定）

## 別表

(単位：円)

手数料の額の標準を改定するもの	現在の金額	消費税率引上げ 反映後	直近の人件費等 の変動反映後 【改定案】
児童福祉法施行令第 21 条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	—	—	2,400
消防法関係			
製造所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が 200 超	91,000	92,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満	820,000	830,000	830,000
同 5,000kl 以上 10,000kl 未満	990,000	1,000,000	1,010,000
同 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,100,000	1,110,000	1,120,000
同 50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,400,000	1,410,000	1,420,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,640,000	1,650,000	1,660,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,850,000	3,870,000	3,880,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	5,090,000	5,110,000	5,100,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満	1,120,000	1,130,000	1,130,000
同 5,000kl 以上 10,000kl 未満	1,330,000	1,340,000	1,340,000
同 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,480,000	1,490,000	1,500,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,120,000	2,130,000	2,140,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	4,330,000	4,350,000	4,350,000
一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が 200 超	91,000	92,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査 (溶接部検査) 貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満	950,000	960,000	990,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,650,000	1,660,000	1,720,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,180,000	3,190,000	3,320,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	3,890,000	3,900,000	4,060,000
同 400,000kl 以上	4,450,000	4,470,000	4,650,000
特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 5,000kl 以上 10,000kl 未満	410,000	420,000	430,000
同 50,000kl 以上 100,000kl 未満	920,000	930,000	960,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,160,000	1,170,000	1,210,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	2,830,000	2,840,000	2,950,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	3,470,000	3,480,000	3,620,000
同 400,000kl 以上	4,000,000	4,010,000	4,170,000
道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	19,000	20,000	20,000
職業能力開発促進法施行令第 3 条第 1 号の規定に基づく技能検定試験の実施	16,500	17,200	17,900
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 51 条第 1 項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	2,800	2,900	2,900

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる政令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

## ・ 下記（１）～（３）

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

## ・ 下記（４）

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

ご記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

## （１）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治財政局調整課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスク等を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

光ディスク：コンパクトディスク

光磁気ディスク：MOディスク

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスク等には、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A X を利用する場合

F A X 番号 : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 6 2 0

総務省自治財政局調整課 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : hyoujunrei13@soumu. go. jp

総務省自治財政局調整課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込んでください。

コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますよう御協力をよろしく申し上げます。やむを得ず添付ファイルにより提出される場合のファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、1 0 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3) の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 2 6 年 1 月 5 日 (日) (必着)

(郵送については、平成 2 6 年 1 月 6 日 (月) 必着とします。)

5 留意事項

意見が 1 0 0 0 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください (e-Gov の意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください)。

提出いただいた意見は、電子政府の総合窓口 [ e - G o v ] パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省自治財政局調整課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名 (法人等にあってはその名称) やその他属性に関する情報を公表する場合があります。公表する際に匿名を希望する場合及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 問合せ先

総務省自治財政局調整課

(直通 : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 6 1 9)

# 意見書

平成 年 月 日

総務省自治財政局調整課 へ

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

氏名（注1）： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合は、ページ番号を記載すること。

## 【参照条文】

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

- 一 （略）
- 二 保育士試験に合格した者

第十八条の八 保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について行う。

② 保育士試験は、毎年一回以上、都道府県知事が行う。

③・④ （略）

○ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抄）

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

- 一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

二～四 （略）

②～⑦ （略）

第十一条の二 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第 5 項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「特定事項」という。）が第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。

②・③ （略）

第十四条の三 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

② 政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

③ （略）

○ 道路交通法（昭和 35 年法律第 108 号）（抄）

（公安委員会の交通規制）

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2～5 （略）

（駐車監視員資格者証）

第五十一条の十三 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、駐車監視員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了したもの

ロ （略）

二 （略）

2 （略）

○ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（抄）

（技能検定の実施）

第四十六条 厚生労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する計画に従い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを行うものとする。

3 （略）

4 都道府県知事は、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせることができる。

（都道府県協会に対する助成）

第八十七条 都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

2 国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。



○ 職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）（抄）

（技能検定の実施に関する業務）

第三条 法第四十六条第二項の規定により都道府県知事が行う業務は、次に掲げる業務（別表第二に掲げる職種に係るものを除く。）とする。

- 一 技能検定試験の実施に関すること。
- 二 法第四十九条の合格証書の作成（厚生労働省令で定める等級に係る合格証書の作成に限る。）並びに交付及び再交付に関すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（抄）

第五十一条 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出があったときは、管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、その者について、第四十八条第一号に掲げる事項に係る試験（次項において「適性試験」という。）を行わなければならない。
- 3 適性試験の結果から判断して、当該狩猟免許の更新を受けようとする者が狩猟をすることが支障がないと認めるときは、当該管轄都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、当該狩猟免許の更新をしなければならない。
- 4 狩猟免許の更新を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、管轄都道府県知事が行う講習を受けるよう努めなければならない。

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 （略）